



浅野

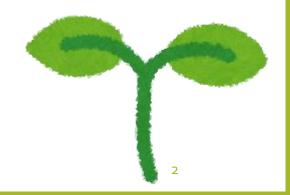
国庫負担金:市町村及び都道府県が支弁した保護費、

保護施設事務費及び委託事務費の4分の3(法73条)

○生活扶助費等国庫負担金(生活扶助費・住宅扶助費・教育扶助費・出産扶助費・生業扶助費 ・葬祭扶助費・就労自立給付金・進学準備給付金・保護施設事務費 及び委託事務費)

〇医療扶助費等国庫負担金 (医療扶助)

〇介護扶助費等国庫負担金(介護扶助)



県費負担金:居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき 市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託 事務費、就労自立給付金及び進学準備給付金の4分の1

宿所施設提供又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費、就労自立給付金及び進学準備給付金の4分の1



<国庫負担金 一連の流れ(目安)>

前年度3月頃 県にてとりまとめ、国へ交付申請

当年度4月 第一回交付決定

6月 前年度事業実績報告

9月 第一回所要見込額調(必要に応じて追加交付申請)

12月 第二回交付決定

第二回所要見込額調(必要に応じて追加交付申請)

3月 第三回交付決定(追加分)

前年度分の額の確定

前年度分精算(返納・追加交付)



- ※額の確定及び精算について
 - ①生活扶助費等国庫負担金②医療扶助費等国庫負担金③介護扶助費等国庫負担金について それぞれの国庫負担金ごとに超過分・不足分を精算する形となります。

合算した額での精算ではありませんのでご注意ください。



<県費負担金 一連の流れ(目安)>

前年度2月 交付申請

当年度4月 第一回交付決定

6月 前年度事業実績報告

第一回支払

10月頃 所要見込額調

1 1 月頃 変更交付申請

1月~2月頃 前年度分の額の確定(必要に応じて追加交付申請)

第二回交付決定

~3月末まで 第二回支払

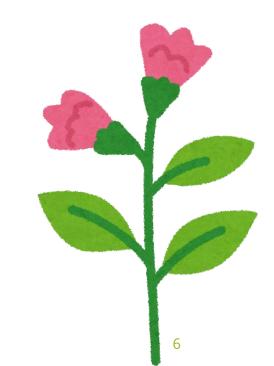
前年度分精算(返納・追加交付)

※毎月事務:経理状況報告、県費ケース開始・廃止届

<注意点>

・経理状況報告書は、(国庫負担金)と(県費負担金)それぞれ毎月8日までに 当課へ提出

・その他、記入上の注意事項を確認の上、適切に記入を行う



く県費ケース>

・県費ケースの開始又は廃止があった際には、ただちに開始又は廃止届を提出する。 ※提出がされていない場合、県費負担金の対象として認められない可能性あり

【よくある間違い】

・外国人ケース

外国人に対する保護の実施責任は、外国人登録法により登録された居住地による ←対象とならない

特養等のケース

特養への措置を行った場合、入所と同時又は入所後に居住地を失ったものについては 入所前の居住地によって保護が適用される

←対象とならない





